

特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会

有機認定業務規程

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会（以下「本会」という）が農林物資の規格化等に関する法律（以下「JAS法」という）に基づいて行う認定に関する業務について、その運営方針、運営体制・実施方法その他の認定に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(認定に関する業務の方針)

第2条 本会が行う認定に関する業務の方針は次の通りとし、すべての活動はこの方針に基づいて行う。

- (1) 認定に関する業務を公平、公正、迅速に提供する。
- (2) 認定に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認定に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持つ。
- (4) 認定に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (5) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 関係のある団体・法人の活動により、認定に関する業務の公平性が損なわれることがないようにする。
- (7) 本会は、認定に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

第3条 本会は、定款の定めるところにより、JAS法に基づく登録認定機関として登録され、認定に関する業務を行う。

- 2 本会は、登録認定機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての認定に関する業務に責任を負う。

第2章 事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域

(認定に関する業務の区域)

第4条 本会が認定に関する業務を行う区域は、福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・

大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県とする。ただし、生産行程等の一部を外部委託している場合、外注先他共同経営体等所在地においては国内外を問わず必要に応じて調査を実施することができる。

(認定に関する業務を行う事業所)

第5条 本会が認定に関する業務を行う事業所の名称は「特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会」(略称K O A A)と称する。

2 本会が認定に関する業務を行う事務所を熊本県熊本市東区小山町1879番地3に置く。(〒861-8030、Tel 096-223-6771、Fax 096-223-6772)

3 前項の事務所は、第4条の認定業務の区域を全て管轄する。

第3章 認定を行う農林物資の区分及び種類

(認定を行う農林物資の区分及び種類)

第6条 本会が認定を行う農林物資の区分は「地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物」とし、種類は「有機農産物及び有機加工食品(有機農産物加工食品に限る)」とする。

(認定を行う認定事業者)

第7条 本会が認定を行う者は、生産行程管理者及び小分け業者とする。

第4章 認定に関する業務を行う時間及び休日

(営業時間)

第8条 事業所において認定に関する業務を行う時間は、9時から18時までとする。

2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始の12月29日から1月4日まで並びに8月13日から8月15日までとする。

第5章 認定に関する料金

(認定手数料)

第9条 本会は、第26条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請者から別表1に定める認定手数料を徴収する。

(調査手数料等)

第10条 本会は、本会から認定を受けた生産行程管理者及び小分け業者(以下「認

定事業者」という) に対し、第40条に基づく認定事項の確認調査を実施するときは、認定事業者から別表2に定める調査手数料を徴収する。

- 2 本会は、認定事業者に対し、第41条および第42条に基づく認定事項の臨時確認調査を実施するときは、別表3に定める臨時調査手数料を徴収する。
- 3 本会は、認定申請者及び認定事業者に対し、第34条第4項に基づく再審査を実施するときは、別表3に定める再審査手数料を徴収する。

(その他の費用の負担)

第11条 本会は、第54条に基づいて行う講習会等の実施に際し、別に定める「講習会等実施規程」に定める料金を受講者から徴収する。

- 2 本会は、被認定事業者及びその他の利害関係人から第24条第2項(9)の財務諸表等の書面の謄本または抄本の請求があった場合又は財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法により提供するよう請求があった場合には、当該請求を行った被認定事業者又はその他利害関係人から別表4に定める交付手数料を徴収する。
- 3 認定申請者及び認定事業者からの要望により、臨時に判定を実施するときは、別表4に定める臨時判定手数料を徴収する。

第11条の2 認定手数料、調査手数料及びその他の認定申請者及び認定事業者等が負担すべき費用について、請求日から3か月以上支払われない場合には、延滞金および督促にかかる費用を請求することができる。

- 2 前項の費用について、請求の日から6ヶ月以上支払われない場合には、格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求することができる。10ヵ月以上支払われない場合には、認定を取消することができる。

第6章 認定に関する業務を行う組織

(組織)

第12条 本会の組織のうち、認定に関する業務を行う組織は、別に定める「組織規程」のとおりとする。

(外部委託契約)

第12条の2 本会は認定に関する評価業務(書類審査及び実地調査)を外部の機関に委託できるものとする。手順等の詳細は、別に定める「外部委託契約運用規程」のとおりとする。

(理事長の責任及び権限)

第13条 本会の理事長は、認定に関する業務に係る経営資源の確保、方針の策定、

認定に関する業務の実施及び監督並びに認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定について責任及び権限を有する。

(理事長の権限の委任)

第14条 理事長は、その責任において認定に関する業務の実施及び監督に係る権限を別に定める「権限委任規程」に基づき代理の者に委任することができる。

第7章 認定に関する業務を行う者の職務

(認定に関する業務を行う者の職務)

第15条 認定に関する業務を行う者の職務は、書類審査及び実地調査の業務、審査結果のレビュー、判定の業務並びに認定の事務とする。

- 2 審査員は、認定の申請にかかる審査業務及び認定後に定期的又は必要に応じて行う認定事項の確認調査に係る審査業務に従事し、公平な業務を行うために別に定める審査業務マニュアルに準じて書類審査及び実地調査を行い、認定の技術的基準との適合性を審査する。
- 3 判定員は、前項の審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビューを行い、認定のための判定及び認定事項の確認のための判定を行う。
- 4 学識経験者等は、判定委員会において、公正な判定に寄与するための助言等を行う。
- 5 認定事務局員は、申請書のレビュー、審査計画の策定、認定証の発行等の認定業務に関する事務を行う。
- 6 審査員、判定員及び認定事務局員は、遂行する職務に対して適格でなければならない。

(認定に関する業務を行う者の任命)

第16条 理事長は、認定に関する業務を行う者を任命する。

- 2 審査員及び判定員には、別に定める「認定に関する業務を行う者の資格基準及び監視手順」に基づき、JAS法、認定に関する業務の手順、認定の技術的規準、JAS規格及び該当する農林物資の生産行程管理方法、審査技能等の必要な教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する適格な者を十分な数任命する。
- 3 理事長は、前項の任命に際して、認定に関する業務を行う者に対し、以下の事項を約束する契約書に署名することを求める。
 - (1) 本会が定める規則に従うこと。
 - (2) 審査員及び判定員（自身並びにその雇用主）と、当該審査員、判定員に割

り当てられる個別の審査・判定又は認定事項の確認に伴う認定申請者又は認定事業者等との間の現在及び過去における関係を明言すること。

- (3) 本会の利害に抵触する事由が発生した場合は、速やかに理事長に報告すること。
- 4 理事長は、認定に関する業務を行う者の力量の維持について、別に定める「認定に関する業務を行う者の資格基準及び監視手順」に基づき、力量の評価を毎年1回以上実施する。
- 5 理事長は、認定に関する業務を行う者の資格、研修及び実務経験についての記録を保持し、毎年1回以上更新する。

(審査員の権限)

- 第17条 審査員は必要に応じて認定申請者又は認定事業者の同意を得ては場又は製造所、事業所等に立ち入ることができる。
- 2 審査員は、認定申請者又は認定事業者に対し実地調査に必要な記録、伝票類、購入資材のラベル、その他必要な資料・書類等の提出を求めることができる。
 - 3 審査員は、書類審査において申請書の不備を見つけたときは当該申請書の記載を是正するよう指示することができる。
 - 4 審査員は実地調査に際して認定申請者又は認定事業者に対し、認定上の問題となる事項の対処方法を除いて必要な指導を行うことができる。
 - 5 審査員は審査結果報告書及び調査結果報告書に事実のみを記入し、申請の内容が認定基準に適合するかの判定に関与することはできない。

(判定員の権限)

- 第18条 判定員は、理事長、認定事務局員又は審査員に対し、審査結果のレビューおよび判定に必要な記録・書類等の追加提出又は説明を求めることができる。
- 2 判定員は、認定事務局員に対し、資材の生産・販売業者等へのその原料や成分の調査を命じることができる。
 - 3 判定員は審査結果のレビューおよび判定に際し審査結果報告書及び調査結果報告書の内容又は資料等が不十分な場合、当該判定を保留することができる。
 - 4 判定員は判定に際し、必要な条件を付すことができる。

(認定に関する業務を行う者の責任)

- 第19条 審査員は審査結果報告書及び調査結果報告書等の記載内容についてその責を負う。ただし、実地調査に際し、認定申請者又は認定事業者が虚偽の答弁を行ったことが明らかになった場合は、その責は認定申請者又は認定事業者に帰す。
- 2 審査員は、審査結果報告書又は調査結果報告書等に故意に虚偽の記載を行っ

た場合は、その責を負うとともに本会の審査員としての資格を剥奪される。

- 3 判定員の判定した結果についての責は本会が負う。ただし、判定員が情実などにより虚偽の判定を行ったことが明らかになった場合は、その責は判定員に帰す。又、その場合は判定員の委嘱を取り消される。
- 4 認定に関する業務を行う者の故意あるいは悪意によって虚偽の審査・実地調査・判定が行われ、その結果、本会が損害を被る場合は、本会は、当該従事者に損害賠償を求めることができる。

(研修)

第20条 理事長は、審査員、判定員及び認定事務局員に対し、適正な業務を実施するために別に定める「審査員・研修員及び認定事務局員研修会実施規程」に基づき研修を実施する。

(機密保持及び個人情報の保護)

第21条 本会は、委託先の個人を含む組織のすべての階層において、認定の業務の過程で得られる情報の機密を保護する。

- 2 第三者から得た、認定申請者又は認定事業者に関する情報は、機密情報として取り扱う。
- 3 本会の役員、審査員、判定員及び職員又はこれらの者であった者は認定に関する業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 4 本会は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、認定に関する業務を行うに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 5 本会は、認定に関する業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で行わなければならない。
- 6 本会は、認定に関する業務を行う目的以外の目的で、個人情報が記録された資料等を当該個人の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。
- 7 J A S法及び他の法令で求められる場合を除き、認定に関する業務を行うものは、特定の製品、特定の認定申請者又は認定事業者に関し、認定に関する業務上知り得た情報は、当該認定申請者又は認定事業者の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 8 本会は、第57条により認定事業者の情報を公開する事項及び内容について、第26条の認定同意書（別記様式8）に明記する。また、J A S法及び他の法令に基づき、第三者に情報の公開を行う場合は、公開する旨を当該認定事業者に通知する。

- 9 前項の通知は、本会が第49条に規定する公平性委員会から情報開示を求められた場合は、省略することができる。

(禁止業務)

第22条 本会は、本会に認定の申請を予定する者及び認定事業者に対し、認定上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

- 2 本会は、本会が認定の対象とする農林物資（以下「認定対象農林物資」という）の生産及び販売を行わない。
- 3 本会は、いかなる場合であっても認定に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような製品の販売又はサービスの提供を行わない。

(財務及び債務)

第23条 本会は、認定機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ認定業務から発生する恐れのある債務に対して、適切な準備金を保持することとする。

第8章 認定の実施方法、その他の認定に関する業務の実施方法

(文書・記録の整備及び管理)

第24条 本会は、認定に関する業務に係る文書及び記録を別に定める「文書管理規程」に基づき、適切に管理する。

- 2 本会は、以下に関する文書を用意しておく。(1)～(8)については、ホームページ上に公開し、自由に閲覧、取得できるようにする。(9)については、事務所に常備し、被認定事業者その他の利害関係人の求めに応じて閲覧、写しの交付が出来るようにする。なお、写しを交付するための費用は別表4にてこれを定める。

- (1) 本会の権限についての情報
- (2) 認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しを含む認定に係る手順の説明書
- (3) 認定に関する業務における審査及び判定方法の情報
- (4) 本会の財政的基盤を確保する手段
- (5) 認定申請者及び認定事業者が支払うべき費用
- (6) 認定申請者及び認定事業者の権利及び義務（格付の表示の取扱い方法、認定機関の略称等を含む）
- (7) 異議申立て及び苦情の処理手順

(8) 認定事業者及びその認定対象農林物資のリスト

(9) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）

（業務に関する情報の提供）

第25条 本会は、認定申請者に対し、認定の詳細な手順、JAS法（政令・省令・告示、通知を含む）、認定対象農林物資の日本農林規格、認定の技術的基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納入方法、認定申請者の権利及び義務について記載した文書を提供する。

2 本会は、認定申請者から求められた場合、追加情報を当該申請者に提供する。

（新規認定申請の受理及び審査の準備）

第26条 本会は、管轄区域内の認定申請者から、別記様式1に定める認定申請書及び本会の行う認定に関する業務に協力することを含む認定同意書（別記様式8）が提出されたときは、以下の場合を除き、認定の申請を受理する。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を認定申請者に通知する。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、または報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (2) 本会又は他の登録認定機関から認定を取消されてから1年が経過していない者からの申請の場合
- (3) 認定の取り消しの日前30日以内にその取り消しに係る認定事業者の業務を行う役員であった者でその取り消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (4) 認定申請者から本会の規定に従わない旨の表明があった場合

2 本会は、認定にかかる審査を円滑かつ的確に実施するために以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に認定申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持する。また、修正等を実施しても以下の状態が確保できない場合には、審査を行わない。

- (1) 認定申請書及び添付書類が全て提出されている。
- (2) 認定のための要求事項が文書によって明確に規定され認定申請者に理解されている。
- (3) 本会と認定申請者との間に生じる理解の相違は全て解消されている。
- (4) 認定申請者が、本会の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類その他の認定に関する業務の範囲内において本会が認定に関する業務を行うことを理解している。

- 3 申請の内容が、本会が既に認定した認定事業者の認定の範囲に含まれる場合、それらの調査結果を活用し、第29条に規定する書類審査の結果により審査の一部又は全部を省略することができる。省略する場合、その旨第2項の記録及び審査報告書にその根拠を明記する。また、認定申請者が省略の根拠の提示を求めた場合は説明しなければならない。省略可能期間は、12ヶ月間とする。
- 4 本会は、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、受付票を作成する。

(審査員及び判定員の指名)

第27条 理事長は、個別の認定申請に係る書類審査及び実地調査を行う者を審査員の中から指名する。審査員には、認定申請者の規模等により、必要十分な人数を指名する。

- 2 理事長は、審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビュー及び認定のための判定を行う者を判定員の中から指名する。なお、同一申請について、審査員に指名された者は判定員には指名しない。
- 3 審査員及び判定員の指名に当たっては、過去2年間において認定申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しない。
- 4 本会は、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、審査員及び判定員に必要な情報及び適切な作業文書を与える。

(実地調査計画書の通知)

第28条 前条の規定により指名された審査員は、認定申請者と日程を調整の上、別記様式2に定める「実地調査計画書」を作成し、実地調査の2日前までに認定申請者に通知する。

(審査の実施)

第29条 審査員は、実地調査計画書に従い、別に定める「審査業務マニュアル」に基づいて書類審査及び実地調査を行い、認定申請者が認定の技術的基準に適合しているかどうかの審査を行う。

- 2 審査員は、実地調査の最後に認定申請者の責任者との間で会議を持ち、その会議の場で、認定の技術的基準への適合性に関して立会い確認書及び口頭で特に重要と思われる事項を示す。
- 3 審査員は、立会い確認書において是正すべき事項を全て指摘し、指摘した事項を是正するために実施した処置又は一定期間内に実施を計画している処置について、期限を示して是正報告を求める。
- 4 是正すべき事項で、重大な不適合のうち認定の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないと判断されるものにあつては、立会い確認書にその旨を明記し認定申請者との確認を行う。

- 5 立会い確認書は認定申請者の意思を確認の上2部作成し、認定申請者、審査員双方が確認の署名をし、1部ずつ取り交わす。

(審査結果の報告)

- 第30条 審査員は、評価の結果を記した最終報告書に、立会い確認書及び審査報告書を添付して理事長に報告する。
- 2 審査員は、前条により指摘した事項がある場合、当該事項が所定の期限内に是正されたかどうかの評価を行い、評価の結果を記した最終報告書に立会い確認書及び審査報告書を添付して理事長に報告する。
 - 3 前項にかかわらず、重大な不適合を確認した場合等、緊急な対応を要すると判断される場合においては、審査員は、是正報告を待たずにすみやかに最終報告書に立会い確認書及び審査報告書を添付して理事長に報告する。

(最終報告書の通知と是正処置)

- 第31条 理事長は、最終報告書を認定申請者に通知する。
- 2 理事長は、前条第2項の最終報告書において是正内容が不十分と評価された場合、提出期限と期限を過ぎても提出がない場合の取扱いを示して文書による是正処置報告を求める。
 - 3 前項の是正処置報告が提出された場合、理事長は、審査員に当該是正処置報告の内容を提供し、評価させる。
 - 4 審査員は前項の評価の結果を追記した最終報告書を理事長に報告する。理事長はその結果を認定申請者に通知する。
 - 5 第2項から第4項にかかわらず、最終報告書において重大な不適合事項が認められた場合もしくは緊急を要する場合は、理事長は、臨時の判定委員会にレビュー・判定を行わせることができる。

(審査の終了)

- 第32条 理事長は、前条第4項の最終報告書において不適合事項が是正されていないと判断される場合であっても、審査を終了し、判定委員会に回付する。

(審査結果のレビュー)

- 第33条 理事長は、別に定める「判定委員会設置・運営規程」に基づき、判定委員で構成する判定委員会を設置し、判定員に審査内容及びその結果の妥当性を確認させる。
- 2 判定員は、申請書並びに審査内容及びその結果の妥当性を確認し、理事長に報告する。
 - 3 前項の結果、審査内容について妥当性が満たされなかった場合、理事長は、

妥当性を満たすために必要な審査を第29条から第32条に準じて実施する。
(認定の可否の判定及び再審査)

第34条 理事長は、審査結果のレビューに続けて同一の判定員に判定を行わせる。

- 2 判定委員会は、認定申請書及び最終報告書及び審査結果のレビューに基づき、認定証の交付の可否について審議及び判定を行い、理事長に報告する。審査結果のレビューと認定証の交付の可否の判断は同時に同一の判定員が行う。
- 3 理事長は、判定の結果、認定の申請に係る認定の技術的基準に不適合の場合は、その旨を理由を付して認定申請者に通知する。
- 4 前項の場合であって、認定申請者が認定申請の継続を希望し、是正処置報告が提出された場合は、第29条に準じて再審査を実施する。

(認定契約)

第35条 本会は、認定申請者に対して認定証の交付を行おうとするときは、当該申請者が申請時に提出している認定同意書を確認し、本会の捺印をもって契約を締結する。

(帳簿の作成及び保存)

第36条 本会は、認定の申請に係る農林物資の種類ごとに別記様式3に定める認定の業務に関する帳簿を作成し、最終の記載の日から5年間保存する。

(認定証の交付)

第37条 理事長は、判定の結果、当該農林物資の認定の技術的基準に適合すると認められた場合かつ第35条の認定契約を締結した場合は、認定申請者に対し遅滞なく、別記様式4に定める認定証を交付する。ただし、当該認定証の交付前に当該判定の結果と異なる事実が認められた等の場合は、理事長は交付の手続きを停止し、判定委員会で検討させる。

(判定結果の不服申し立て)

- 第38条 判定結果に不服のある認定申請者は、判定通知書を受領してから10日以内に書面にてその理由を付し、理事長に再審査の請求をすることができる。
- 2 当該再審査業務に係る費用は、第10条の規定を準用し、認定申請者から徴収する。ただし、本会の調査・判定等の不備による再審査の場合は、徴収しない。

(再判定と通知)

第39条 理事長は、最終報告書の再提出を受けて、判定員に再判定を行わせる。

- 2 再判定の結果の通知については、第34条の規定を準用し、速やかに行う。
- 3 再判定の結果、再び認定の技術的基準に適合しないと判定された認定申請者は、再々審査の請求はできないものとする。

第9章 認定事項の確認の実施方法、その他の認定事項の確認に関する業務の実施方法

(年次調査における認定事項の確認)

- 第40条 本会は、認定事業者がその後も継続して認定の技術的基準を満たしていることを確認するため、書類及び実地における認定事項の確認調査を実施する。
- 2 認定事項の確認調査は、概ね1年に1回実施する。
 - 3 本会は、認定事項の確認調査の対象となる認定事業者に対し、確認シート及び変更届（別記様式第5～7号）の提出を求める。
 - 4 本会は、認定事項の確認調査に必要な準備作業の管理ができるよう、受付票を作成する。
 - 5 認定事項の確認に係る実施方法は、第27条から第32条の規定に準じて行う。

(変更届及び認定事項の臨時確認調査)

- 第41条 本会は、認定事業者等から認定事項に関する変更届の提出があったとき、又は認定事業者が認定事項を変更したこと等を確認したときは、速やかに変更に係る部分の臨時確認調査を実施する。
- 2 認定事項の臨時確認調査の実施方法は第40条の年次調査における認定事項の確認の実施方法に準じて行い、書類調査の結果、認定の技術的基準に適合すると確認できた場合は、実地の調査を省略することができる。なお、省略する場合は、その旨を記録する。

(情報提供等に基づく認定事項の臨時確認調査)

- 第42条 本会は、第三者からの情報提供その他の方法により認定事業者が認定の技術的基準に適合しない恐れのある事実を把握したときは、認定事項の臨時確認調査を行う。
- 2 認定事項の臨時確認調査の実施方法は第40条の年次調査における認定事項の確認の実施方法に準じて行う。ただし、臨時確認調査の目的となる事項の調査以外の事項の確認は省略することができる。
 - 3 緊急を要すると判断される時は、確認シート及び変更届の提出を求めることなく、また別記様式2「実地調査計画書」の通知も省略し実施することができる。

(出荷停止の要求)

- 第42条の2 第40条から第42条に定める調査の結果、認定事業者が認定の技術

的基準に適合しているかどうか、又は製品が当該農林物資のJAS規格に適合しているかどうか不明なときは、認定事業者に対して、本会が許可するまでは、当該農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを請求することができる。

(調査結果のレビュー)

第43条 理事長は、第40条から第42条に定める調査を実施したとき又は認定契約への不適合を確認したときは、第33条に準じて判定委員会を招集し、判定員に調査内容及びその結果等の妥当性を確認させる。

- 2 判定員は、調査内容及びその結果の妥当性の確認を行い、理事長に報告する。
- 3 前項の結果、調査内容について妥当性が満たされなかった場合、妥当性を満たすために必要な手順を第40条から第42条に準じて実施する。

(調査結果に基づく判定)

第44条 理事長は、調査結果のレビューに続けて同一の判定員に判定を行わせる。

- 2 判定委員会は、最終報告書等及び調査結果のレビューに基づき、認定の維持、認定範囲の縮小若しくは拡大、認定の取消し、格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止の請求並びに停止の解除について審議及び判定を行い、理事長に報告する。
- 3 理事長は、緊急を要する場合は、臨時の判定委員会にレビュー・判定を行わせることができる。
- 4 判定委員会が軽微な確認事項を要求し当該要求に対する追加資料等が提出された場合または第41条第2項で実地調査を要しないと判断された場合は、理事長は本委員会に、事務局を通じ電磁的方法等によりレビュー・判定を行わせることができる。
- 5 判定委員会の判定基準は以下の通りとする。

(1) 認定の維持又は格付等の停止請求の解除

認定事業者が認定の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認定の縮小又は拡大

認定範囲の変更後の状態が認定の技術的基準に適合していること。

(3) 格付業務（次に掲げる②から④については当該請求に係るものに限る。）

の停止及び格付の表示を付した農林物資（次に掲げる②から④については当該請求に係る農林物資に限る。）の出荷の停止の請求

①故意又は重大な過失でないJAS法の規定に違反したとき（ただし、軽微なものは改善要求の対象とする。）。

②認定事業者がJAS法第14条第6項若しくは第7項、第18条又は法第19条に違反し、本会が業務の改善に関して必要な措置を講じることを請

求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるとき。

- ③認定事業者が認定同意書第8条および第9条の要求事項に違反し、本会が当該認定事業者に対し、広告若しくは表示の改善を請求し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるとき。
- ④認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1年以内に認定の技術的基準に適合することが見込まれるとき、又は、認定の技術的基準に適合しなくなるおそれ大きいと認めるとき。
- ⑤認定事業者が正当な理由がなく認定同意書第15条の報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。（当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が検査に応じ、当該検査が終了するまでの間）

(4) 認定の取り消し

- ①認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認定の技術的基準に適合するものとなることを見込まれないとき、又は(3)④により格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合であって、1年以内に当該認定の技術的基準に適合するものとなることを見込まれないとき。
- ②認定事業者が、JAS法第14条第6項若しくは第7項、第18条又は第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③農林水産大臣が、本会に対し、本会が認定した認定事業者が、正当な理由なくJAS法第19条の2の規定による命令に違反し、又はJAS法第20条第2項の規定による報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、もしくは同項もしくは法第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。
- ④認定事業者が、JAS法第14条第6項若しくは第7項、第18条又は法第19条に違反し、本会が業務の改善に関して必要な措置を講じることを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。
- ⑤認定事業者が認定同意書第8条および第9条の要求事項に違反し、本会が

当該認定事業者に対し、広告若しくは表示の改善を請求し、又は広告若しくは表示をやめるべきことを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。

⑥認定事業者が正当な理由がなくて認定同意書15条の報告もしくは物件の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたことにより、格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認定事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。

⑦認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなったとき（①に該当する場合を除く。）は、当該認定事業者に対し、当該認定の技術的基準に適合するため必要な措置を請求し、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講じる期間、格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認定事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。

⑧①から⑦までに定めるもののほか、認定事業者が認定に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認定事業者が当該指導に従わないときであって、認定の取り消し以外の適切な措置が講じられないとき。

⑨その他、「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」第46条第1項第3号への規定に該当すると認められるとき。

⑩認定事業者が、再三の請求にも係わらず認定事項の確認調査の手料を納付しないことをもって理事長から判定委員会に対して取消しの判定が求められたとき。

6 前項（4）の②の重大な過失は、次のとおりとする。

（1）認定事業者の過ちにより、長期に渡って、JAS規格不適合となった農林物資の一部にJASマークを付して出荷した場合。

（2）長期に渡り、誤って一部の農林物資の格付検査をせず、JASマークを貼付して出荷した場合。

（3）長期に渡り、格付記録の一部記入を失念していた場合。

（4）格付記録簿に長期に渡り誤った記録をしていた場合。

（5）その他本会が重大な過失と認める事案が生じた場合。

7 理事長は、判定結果を当該認定事業者に通知する。

但し、認定の取り消しをしようとするときは、その1週間前までに当該認定の取り消しに係る認定事業者にその旨を知らせ、弁明の機会を付与する。

8 理事長は、認定事業者が格付業務を廃止したとき、認定を取り消したとき、

格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行ったとき、並びに認定の縮小を行ったときは、当該認定事業者に対し、引き続き認定された状態にあるような宣伝・広告等の中止又は修正等、必要な措置を併せて請求する。

9 本会は、調査結果の記録を文書化し、保存する。

(認定事業者の違反に対する対応)

第45条 本会は、認定事業者の違反に対し、以下のとおり対応する。

(1) 認定事業者の認定を取消した場合

- ①認定の取消し後1年間は、再認定の申請を受付けない。
- ②再認定の際は、違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築及び是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムの書類審査および実地調査を行う。
- ③調査結果をレビューし、再発の可能性がないと判断された場合は再認定の手続きを行う。

(2) 格付業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止請求を行った場合

- ①違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムの書類審査を行い、必要に応じ実地調査を行う。
- ②調査結果をレビューし、再発の可能性がないと判断された場合は停止請求の解除を決定する。
- ③上記①およびその他必要な処置については、判定委員会において明確にし、認定事務局員より当該認定事業者に連絡を行う。

(認定証の再交付及び返還)

第46条 理事長は、第44条および第45条の判定の結果、認定範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は、認定の対象範囲を変更して認定証を再交付する。

- 2 理事長は、第44条および第45条の判定の結果、認定の取消しが適切であると認めた場合、又は格付業務を廃止したときは、認定事業者に認定証を返還させる。
- 3 理事長は、第44条および第45条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求が適切であると認めた場合は、認定事業者に認定証を一時的に返還させることができる。
- 4 理事長は、第44条および第45条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除が適切であると認

めた場合には、返還させていた認定証を返却する。

(JAS規格及び認定の技術的基準等の改正)

第47条 本会は、JAS規格又は認定の技術的基準が改正された場合、認定事業者に文書又は電磁的方法（電子メール等）により通知する。

2 本会は、認定の技術的基準の改正により認定事業者が講じた処置を確認する。

第10章 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

第48条 理事長は、公平性に係るリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努める。

(公平性委員会)

第49条 本会は、認定業務に関する公平性について、有機JAS登録認定機関協議会に参加する九州圏内の認定機関が共同で設置する公平性委員会において、年1回以上審査を受ける。

2 理事長は、前項の公平性委員会から求めがあった場合は、全ての情報について各委員が必要と考えるものの入手、閲覧ができるようにしなければならない。

3 本会は、前項の公平性委員会から助言又は指導を受けた場合は、速やかにこれに従う。本会の運営手順もしくはその他の手順と矛盾する助言又は指導である場合は、理由を記録した上で、当該助言又は指導に従わないという決定をすることができる。

4 第1項の公平性委員会の審査のうち、本会の認定業務の審査に係る記録を文書化し、5年間保存する。

(内部監査)

第50条 理事長は、認定業務が適正に実施され、また、認定業務の実施体制が維持されているかを検証するために、認定に関する業務に対する内部監査を毎年1回以上実施する。

2 内部監査は、別に定める「内部監査規程」の手順に従って行う。

3 内部監査の結果は文書化し、保存する。

(マネジメントレビュー)

第51条 理事長は、認定業務の実施が適切で妥当かつ有効であるかについて、マネジメントレビューを毎年1回以上実施する。

2 マネジメントレビューの方法は、理事長が別に「認定業務手順見直し実施規

程」に定める。

3 認定に関する業務の見直しの記録は、文書化し保存する。

(不適合業務の是正処置及び予防処置)

第52条 理事長は、不適合業務が発生したときは、以下の手順で是正処置を実施する。

- (1) 不適合の特定のため、当該不適合の状態を把握し要求事項を確認する。
 - (2) 不適合の原因を特定するため、当該不適合に関わる業務の記録の確認や関係者への聞き取り等を行う。
 - (3) 不適合を修正するため、当該要求事項を満たすための適切な処置を検討する。
 - (4) 再発防止策の必要性について、当該不適合に関わる業務の手順を確認し検討する。
 - (5) 必要とされた処置を適切な時機に実施する。
 - (6) 実施した処置の結果を記録するため、(1)～(5)について文書を残す。
 - (7) 実施した処置については、マネジメントレビューの際に取扱う。
- 2 理事長は、今後不適合業務が発生すると予測される問題がある場合は、以下の手順で予防処置を実施する。
- (1) 潜在的な不適合の特定のため、当該問題点の状態を把握し要求事項を確認する。当該問題点の原因を特定するため、当該問題点に関わる業務の記録の確認や関係者への聞き取り等を行う。
 - (2) 不適合の発生予防策の必要性について、当該問題点に関わる業務の手順を確認し検討する。
 - (3) 必要とされた処置を実施する。
 - (4) 実施した処置の結果を記録するため、(1)～(3)について文書を残す。
 - (5) 実施した処置については、マネジメントレビューの際に取扱う。

(外部監査の受入れ)

第53条 本会は、農林水産省及び農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受け入れるとともに、監査の実施に協力する。

第11章 その他認定に関する業務の実施に必要な事項

(生産行程管理、小分け、格付及び格付表示を担当する者への講習会等)

第54条 認定事業者ならびに認定を受けようとする者への講習会を別に定める

「講習会等実施規程」に基づき実施する。

(異議申立て及び苦情の処理)

第55条 本会は、利害関係者から持ち込まれる異議申立て及び苦情を別に定める「クレーム処理規程」に従って処理する。

2 本会は、異議申立て及び苦情の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録するとともに、有効性の評価を行う。

3 本会は、賠償責任などの債務に対して以下により適切に備えておく。

(1) 理事長は、認定業務に関連した活動から生じる賠償責任に対処するため、別に「損害賠償対処マニュアル」を定め、本会の役職員及び認定に関する業務に従事する者は、これに従わなければならない。

(2) 理事長は、賠償責任などの債務に対して必要が生じた場合は、NPO賠償責任保険、役員賠償責任保険に加入することができる。

(認定証及び格付の表示の管理等)

第56条 本会は、認定事業者に認定証及び格付の表示の管理を適切に行わせる。

2 本会の役職員は、認定事業者による不適切な格付の表示を発見したときは、直ちに理事長へ報告し、その処置について指示を仰ぐ。

3 本会の役職員は認定事業者による宣伝、カタログその他の媒体において認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐ。

4 理事長は、前項の報告があった場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(報告及び公表)

第57条 本会は、認定を行ったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供する。

2 本会は、認定事業者に対し、格付業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供する。当該請求を変更または解除したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告する。

3 本会は、認定事業者が格付業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供する。

4 本会は、認定を取消したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに事務所において公衆の閲覧に供し、インターネットの利用その他適切な方法により情報を提供する。

- 5 第1項から第4項の情報提供を行う内容は以下の事項とする。
- (1) 認定を受けた者（出荷停止を請求された者、格付業務を廃止した者、認定を取り消された者）の氏名又は名称、住所及び認定番号
 - (2) 認定（出荷停止の請求、格付業務の廃止、認定の取り消し）に係る者の農林物資の生産行程管理者等の別
 - (3) 認定（出荷停止の請求、格付業務の廃止、認定の取り消し）に係る者の農林物資の種類
 - (4) 当該認定（出荷停止の請求、格付業務の廃止、認定の取り消し）に係るほ場、工場又は事業所の名称及び所在地
 - (5) 認定（出荷停止の請求、格付業務の廃止、認定の取り消し）の年月日
 - (6) 農林物資の出荷停止の請求にあつては請求の理由、認定の取り消しにあつては取り消しの理由
- 6 本会は、認定事業者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告する。有機農産物の生産行程管理者のほ場面積も同様にまとめ、報告する。

(管轄裁判所)

第58条 認定申請者若しくは認定事業者等の利害関係者と本会との間で訴訟の必要性が生じた場合、訴訟金額、内容の如何に関わらず、本会の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第59条 この規程に定めるもののほか、認定に関する業務に必要な事項は、別にJAS法関係法令の要求事項を満たすよう理事長が定める。

附則

- (施行期日) この規程は、平成18年3月10日より施行する。
この規程は、平成19年1月1日より施行する。
この規程は、平成20年10月1日より施行する。
この規程は、平成22年4月1日より施行する。
この規程は、平成22年9月1日より施行する。
この規程は、平成23年1月1日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成24年8月10日より施行する。
この規程は、平成25年5月30日より施行する。
この規程は、平成26年3月15日より施行する。
この規程は、平成27年3月9日より施行する。

この規程は、平成28年11月1日より施行する。

この規程は、平成29年8月10日より施行する。